



現 行	改正案	考
<p>第三節 医療従事者の確保等に関する施策等</p> <p>第三十条の十二 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場を設け、これらの者の協力を得て、救急医療等確保事業に係る医療従事者の確保その他当該都道府県において必要とされる医療の確保に関する事項に関し必要な施策を定め、これを公表しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 特定機能病院 二 地域医療支援病院 三 第三十一条に規定する公的医療機関 四 医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院 五 診療に関する学識経験者の団体 六 大学その他の医療従事者の養成に関係する機関 七 当該都道府県知事の認定を受けた第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人 八 その他厚生労働省令で定める者 <p>2 前項各号に掲げる者の管理者その他の関係者は、同項の規定に基づき都道府県が行う協議に参画するよう都道府県から求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>第四節 医療従事者の確保等に関する施策等</p> <p>第三十条の十七 【同左】</p> <p>第三十条の十八 都道府県知事は、前条第一項の規定により定めた施策（以下「地域医療対策」という。）を踏まえ、特に必要があるときは、同項各号に掲げる者の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の派遣、研修体制の整備その他の医師が不足している地域の病院又は診療所における医師の確保に関し必要な協力を要請することができる。</p> <p>第三十条の十九 都道府県は、地域医療対策を踏まえ、地域において必要とされる医療を確保するため、次に掲げる事務を実施するよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 病院及び診療所における医師の確保の動向その他の地域において必要とされる医療の確保に関する調査及び分析を行うこと。 二 病院及び診療所の開設者、管理者その他の関係者に対し、医師の確保に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 三 就業を希望する医師、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の医学部において医学を専攻する学生その他の関係者に対し、就業に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 四 医師に対し、医療に関する最新の知見及び技能に関する研修その他の能力の開発及び向上に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。 五 全各号に掲げるもののほか、病院及び診療所における医師の確保を図るために必要な支援を行うこと。 <p>2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭</p>	<p>○医師法第十六条の二第一項に規定する厚生労働大臣の指定する病院 → 臨床研修病院</p> <p>○その他厚生労働省令で定める者 医療法施行規則（昭和二十三年十一月五日厚生省令第五十号） 第三十条の三十三の二 法第三十条の十二第二項第八号に規定する厚生労働省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 独立行政法人国立病院機構 二 地域の医療関係団体 三 関係市町村 四 地域住民を代表する団体

和二十二年法律第四百四十一号) 第三十三條の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行うこと又は又は医療について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号) 第五條第一項の許可を受けて若しくは同法第十六條第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行うことができる。

3 都道府県は、第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務(次項及び次条において「地域医療支援事務」という。)の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

4 都道府県又は前項の規定により都道府県から委託を受けた者は地域医療支援事務を実施するに当たり、地域において必要とされる医療を確保するための拠点としての機能の確保に努めるものとする。

5 これらの者であつた者は、正当な理由がなく、その委託を受けた事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十條の二十 国は、地域医療支援事務の適切な実施に資するため、都道府県に対し、必要な情報の提供その他の協力をを行うものとする。

(新設)

第三十條の十三 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者は、前條第一項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力するよう努めなければならない。

第四節 公的医療機関

第三十一條 公的医療機関(都道府県、市町村その他厚生労働大臣の定める者の開設する病院又は診療所をいう。以下この節において同じ。)は、第三十條の十二第一項の規定により都道府県が定めた施策の実施に協力しなければならない。

○医療法第三十一條に規定する公的医療機関の開設者(昭和26年8月22日厚生省告示第167号)

医療法(昭和23年法律第205号)第三十一條に規定する公的医療機関の開設者を次のように定める。

- 一、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四條第一項に規定する地方公共団体の組合
- 二、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第八十三條に規定する国民健康保険団体連合会及び国民健康保険法施行法(昭和三十三年法律第九十三号)第二條の規定により国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十三号)第二條の規定により引き続き国民健康保険を行う普通国民健康保険組合
- 三、日本赤十字社
- 四、社会福祉法人/恩賜/財団/済生会
- 五、全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会
- 六、社会福祉法人北海道社会事業協会

○職業安定法第三十三條の四(地方公共団体の無料職業紹介事業)
地方公共団体は、当該地方公共団体の区域内における福祉サービスの利用者の支援に関する施策、企業の立地の促進を図るための施策その他当該区域内の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に附帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、当該無料の職業紹介事業を行うことができる。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

第五條 (一般労働者派遣事業の許可)

一般労働者派遣事業を行うとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

第十六條 (特定労働者派遣事業の届出)

特定労働者派遣事業を行うとする者は、第五條第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

特定労働者派遣事業

派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

一般労働者派遣事業

登録型や臨時・日雇の労働者を派遣する事業等が該当。